

生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準
として環境大臣の定める基準の設定に関する資料
(案)

フェントラザミド
(再評価対象剤)

資料目次

I	評価対象農薬の概要	1
II	生活環境動植物に係る毒性評価 及び ばく露評価	3
III	総合評価	4
別紙1	水域の生活環境動植物に係る毒性評価	1-1
	水域環境中予測濃度（水域 PEC）	1-6
別紙2	鳥類に係る毒性評価	2-1
	鳥類予測ばく露量	2-4
別紙3	野生ハナバチ類の被害防止に係る農薬登録基準を設定しないことについて	3-1

令和8年6月17日

評価農薬基準値（案）一覧

評価対象動植物		基準値案
水域の生活環境動植物		0.40 μ g/L
鳥類		150 mg/kg 体重
野生ハナバチ類	成虫・接触ばく露	—※
	成虫・経口ばく露（単回）	
	成虫・経口ばく露（反復）	
	幼虫・経口ばく露	

※ 本剤の作用機作及び成虫単回接触毒性試験等の結果から1巡目の再評価では設定しない

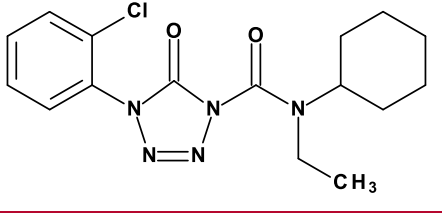
生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準として
環境大臣が定める基準の設定に関する資料

フェントラザミド

【再評価対象剤】

I. 評価対象農薬の概要

1. 物質概要

化学名 (IUPAC)	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキシ シザア ミド				
分子式	C ₁₆ H ₂₀ ClN ₅ O ₂	分子量	349.8	CAS 登録番号 (CAS RN [®])	158237-07-1
構造式					

2. 作用機構等

フェントラザミドは、テトラゾリノン骨格を有する除草剤であり、超長鎖脂肪酸の生合成阻害を起こすHRAC：15^{*1}に分類される。申請者より提出された申請資料によれば、雑草の根部、幼芽部から吸収されることにより、植物の細胞分裂組織に作用するものと考えられている。伸長を阻害することによって雑草の生育を停止させ、枯死に至らしめる。

本邦での初回登録は2000年である。

製剤は粒剤及び水和剤等が、適用農作物等は稲がある。

原体の輸入量は、42.0140.7 t (令和4~~20~~年度^{*2})、93.9138.7 t (令和5~~21~~年度^{*2})、31.8107.0 t (令和6~~22~~年度^{*2})であった。

^{*1} 参照：<https://www.croplifejapan.org/activity/mechanism.html>
<https://www.hracglobal.com/>

^{*2} 年度は農薬年度（前年10月～当該年9月）、出典：農薬要覧-2025-（(一社)日本植物防疫協会）

3. 各種物性

外観・臭気	無色固体結晶、 微かな不特定臭特異臭	土壌吸着係数	$K_{F_{oc}}^{ads} = 500-3300$ <u>(25°C、国内4土壌)</u>
融点	78.9-79.3°C	オクタノール /水分配係数	$\log Pow = 3.60$ <u>(20°C、水)</u>
沸点	熱分解のため測定不能	生物濃縮性	$BCF_{ss} = 290 (50 \mu g/L)$ $330 (5 \mu g/L)$
蒸気圧	$5 \times 10^{-8} \text{ Pa (20°C)}$ $1 \times 10^{-7} \text{ Pa (25°C)}$	密度	$1.3 \text{ g/cm}^3 (20°C)$
加水分解性	半減期 35日 (40°C、pH4) 36日 (40°C、pH7) 9日 (40°C、pH9) 319日 (25°C、pH4) 501日 (25°C、pH7) 69日 (25°C、pH9)	水溶解度	$2.5 \times 10^3 \mu g/L$ <u>(20°C、非緩衝液)</u> $2.3 \times 10^3 \mu g/L$ <u>(20°C ; pH 4、7、9)</u>
水中光分解性	半減期 14-17日 (北緯40度太陽光換算 62-75日) (滅菌精製水純水、25°C、10.2 mW/cm ² 、300-400 nm) 11-13日 (北緯40度太陽光換算 46-55日) (自然水、25°C、 <u>pH7.9</u> 、9.75 mW/cm ² 、300-400 nm)		
pKa	<u>解離は認められない</u>		

II. 生活環境動植物に係る毒性評価 及び ばく露評価

1. 水域の生活環境動植物に係る毒性評価 及び 水域環境中予測濃度（水域 PEC）
別紙1のとおり。

<検討経緯>

平成23年8月26日 平成23年度第3回水産動植物登録保留基準設定検討会
平成24年1月27日 平成23年度第5回水産動植物登録保留基準設定検討会
平成24年2月24日 中央環境審議会土壌農薬部会農薬小委員会（第29回）
令和8年4月24日 令和8年度水域の生活環境動植物登録保留基準設定検討会（第1回）

2. 鳥類に係る毒性評価 及び 予測ばく露量
別紙2のとおり。

<検討経緯>

令和8年2月24日 令和7年度鳥類登録基準設定検討会（第4回）

3. 野生ハナバチ類に係る毒性評価 及び 予測ばく露量

農林水産省は、令和7年12月22日開催の農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会（第19回）において、フェントラザミドの農薬蜜蜂影響評価を行っている。
この結果を踏まえた、野生ハナバチ類の評価は別紙3のとおりである。

Ⅲ. 総合評価

水域の生活環境動植物、鳥類及び野生ハナバチ類に係るリスク評価は以下のとおり。
水域 PEC 及び鳥類予測ばく露量に対応する登録基準値を超えていないことを確認した。
なお、野生ハナバチ類については1巡目の再評価では基準値を設定しないこととする。

(A) 水域の生活環境動植物に係るリスク評価

水田 PEC_{Tier2}が 0.075 $\mu\text{g/L}$ であり、水域 PEC はいずれも登録基準値案 0.40 $\mu\text{g/L}$ を超えていないことを確認した。

(B) 鳥類に係るリスク評価

各シナリオの鳥類予測ばく露量と登録基準値との比較を行い、いずれのばく露シナリオにおいても登録基準値 150 mg/kg 体重を超えていないことを確認した。

ばく露シナリオ	鳥類登録基準値 (mg/kg 体重)	鳥類予測ばく露量 (mg/kg 体重/日)
水稻単一食	150	対象外
果実単一食		対象外
種子単一食		対象外
昆虫単一食		対象外
田面水		0.0082

(C) 野生ハナバチ類に係るリスク評価

本剤は昆虫成長制御剤に該当せず、成虫の単回接触毒性が 11 $\mu\text{g/bee}$ 以上であることから、1巡目の再評価では基準値を設定しないこととする。

別紙1

(A-1) 水域の生活環境動植物に係る毒性評価

1. 魚類

(1) 魚類急性毒性試験 [i] (コイ)

コイを用いた魚類急性毒性試験が実施され、96hLC₅₀=2,400 μg/Lであった。

表 1-1 魚類急性毒性試験結果

被験物質	原体							
供試生物	コイ (<i>Cyprinus carpio</i>) 7尾/群							
<u>準拠ガイドライン</u>	<u>OECD TG203 (1992)</u>							
暴露方法	半止水式 (<u>暴露開始後</u> 24時間毎に換水)							
暴露期間	96h							
設定濃度 (μg/L) <u>(有効成分換算値)</u>	0	480	720	1,100	1,600	2,400	3,600	
実測濃度 (μg/L) <u>(算術平均値、 有効成分換算値)</u>	0	430	650	1,020	1,470	2,220	3,380	
死亡数/供試生物数 (96h後;尾)	0/7	0/7	0/7	0/7	1/7	2/7	7/7	
助剤	<ul style="list-style-type: none"> ・アセトン 0.018 mL/L (<u>使用した最高濃度</u>) ・硬化ヒマシ油 72 mg/L(使用した最高濃度) 							
LC ₅₀ (μg/L)	2,400 (95%信頼限界 1,900-3,200) (設定濃度 (有効成分換算値) に基づく)							

2. 甲殻類等

(1) ミジンコ類急性遊泳阻害試験 [i] (オオミジンコ)

オオミジンコを用いたミジンコ類急性遊泳阻害試験が実施され、48hEC₅₀ > 2,200~~5,900~~ μg/Lであった。

表 1-2 ミジンコ類急性遊泳阻害試験結果

被験物質	原体						
供試生物	オオミジンコ (<i>Daphnia magna</i>) 20 頭/群						
<u>準拠ガイドライン</u>	<u>OECD TG202 (1984)</u>						
暴露方法	止水式						
暴露期間	48h						
設定濃度 (μg/L) <u>(有効成分換算値)</u>	0	1,600	2,200	3,100	4,300	6,000	
実測濃度 (μg/L) <u>(算術平均値、 有効成分換算値)</u>	0	1,490	2,120	3,000	4,230	5,600	
遊泳阻害数/供試生物数(48h 後 ; 頭)	0/20	0/20	0/20	0/20	0/20	2/20	
助剤	<ul style="list-style-type: none"> ・アセトン 0.02mL/L (<u>使用した最高濃度</u>) ・硬化ヒマシ油 80mg/L (使用した最高濃度) 						
EC ₅₀ (μg/L) ※	> <u>2,200</u> 5,900 (設定濃度 (有効成分換算値) に基づく)						

※ 水溶解度を考慮して設定

3. 藻類等

(1) 藻類生長阻害試験 [i] (ムレミカヅキモ)

ムレミカヅキモを用いた藻類生長阻害試験が実施され、72hErC₅₀=4.056-04 μg/Lであった。

表 1-3 藻類生長阻害試験結果

被験物質	原体									
供試生物	<u>ムレミカヅキモ (Raphidocelis subcapitata)</u> 初期生物量 : 1.0×10 ⁴ cells/mL 系統番号 : SAG 61.81									
<u>準拠ガイドライン</u>	<u>OECD TG201 (1984)、EPA Guideline 540/9-86-134 (1986)、 EEC Directive 79/831/E, ANNEX V C.3 (1992)</u>									
暴露方法	振とう培養									
暴露期間	96h									
設定濃度 (μg/L) <u>(有効成分換算値)</u>	0	0.556	0.993	1.79	3.18	5.56	9.93	17.9	31.8	55.6
実測濃度 (μg/L) <u>(暴露開始時、 有効成分換算値)</u>	0	0.491	0.867	1.57	2.44	4.29	8.02	15.1	24.8	42.7
72h 後生物量 (×10 ⁴ cells/mL)	<u>135</u>	123	99.7	65.2	32.5	11.0	3.10	2.48	2.97	3.28
<u>0-72h 平均生長速度 (d⁻¹)</u>	<u>1.63</u>	<u>1.60</u>	<u>1.53</u>	<u>1.39</u>	<u>1.16</u>	<u>0.798</u>	<u>0.376</u>	<u>0.300</u>	<u>0.361</u>	<u>0.397</u>
0-72h 生長阻害率 (%)		<u>1.9</u>	<u>6.1</u>	<u>15</u>	<u>29</u>	<u>51</u>	<u>77</u>	<u>82</u>	<u>78</u>	<u>76</u>
助剤	アセトン 0.1 mL/L									
0-72hErC ₅₀ (μg/L)	<u>4.056-04 (95%信頼限界 3.84-4.27)</u> (実測濃度 <u>(有効成分換算値)</u> に基づく)									

(2) コウキクサ類生長阻害試験 [ii] (イボウキクサ)

イボウキクサを用いたコウキクサ類生長阻害試験が実施され、 $7dErC_{50}=12.0 \mu g/L$ (葉状体数) であった。

表 1-4 コウキクサ類生長阻害試験結果

被験物質		原体					
供試生物		イボウキクサ (<i>Lemna gibba</i>) 初期葉状体数：12 枚 (2-4 コロニー)					
準拠ガイドライン		OECD TG221 (2006)、OCSP 850.4400 (2012)					
暴露方法		半止水式 (暴露開始 3、5 日後に換水)					
暴露期間		7d					
設定濃度 ($\mu g/L$) (有効成分換算値)		0	0.950	3.04	9.73	31.2	99.6
実測濃度 ($\mu g/L$) (時間加重平均値、 有効成分換算値)		0	0.971	3.13	10.4	32.5	103
葉状 体数	7d 後平均葉状体数 (枚)	189	159	90	40	29	26
	0-7d 生長速度 (d^{-1})	0.393	0.369	0.288	0.170	0.126	0.111
	0-7d 生長阻害率 (%)		6.3	27	57	68	72
乾燥 重量	7d 後乾燥重量 (mg)	27	20	11	7.8	6.9	7.0
	0-7d 生長速度 (d^{-1})	0.483	0.442	0.357	0.308	0.290	0.293
	0-7d 生長阻害率 (%)		8.5	26	36	40	39
助剤		DMF 0.1mL/L					
葉状 体数	ErC_{50} ($\mu g/L$)	12.0 (95%信頼限界 8.94-15.9) (設定濃度 (有効成分換算値) に基づく)					
乾燥 重量	ErC_{50} ($\mu g/L$)	>99.6 (設定濃度 (有効成分換算値) に基づく)					

II. 水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準値

各生物種の LC₅₀、EC₅₀ は以下のとおりであった。

魚 類 [i]	(コイ急性毒性)	96hLC ₅₀	=	2,400 μg/L
甲殻類等 [i]	(オオミジンコ急性遊泳阻害)	48hEC ₅₀	>	<u>2,200 μg/L</u> 5,900
藻 類 等 [i]	(ムレミカヅキモ生長阻害)	72hErC ₅₀	=	<u>4.05 μg/L</u> 6.04
<u>藻 類 等 [ii]</u>	<u>(イボウキクサ生長阻害試験)</u>	<u>7dErC₅₀</u>	<u>=</u>	<u>12.0 μg/L</u>

魚類急性影響濃度 (AECf) については、魚類 [i] の LC₅₀ (2,400 μg/L) を採用し、不確実係数 10 で除した 240 μg/L とした。

甲殻類等急性影響濃度 (AECd) については、甲殻類等 [i] の EC₅₀ (>2,200~~5,900~~ μg/L) を採用し、不確実係数 10 で除した >220~~590~~ μg/L とした。

藻類急性影響濃度 (AECa) については、最小である藻類 [i] の ErC₅₀ (4.05~~6.04~~ μg/L) を採用し、不確実係数 10 で除した 0.405~~6.04~~ μg/L とした。

これらのうち最小の AECa より、登録保留基準値は 0.406~~0~~ μg/L とする。

(A-2) 水域環境中予測濃度（水域 PEC）

1. 製剤の種類及び適用農作物等

再評価にあたり提出された資料によれば、本農薬は製剤として粒剤、水和剤等があり、適用農作物等は稲に適用がある。

2. 水域 PEC の算出

(1) 水田使用時の水域 PEC

水田使用時において、PEC が最も高くなる使用方法（下表左欄）について、第1段階の PEC を算出する。算出に当たっては、農薬取締法テストガイドラインに準拠して下表右欄のパラメーターを用いた。

表 1-5 PEC 算出に関する使用方法及びパラメーター
（水田使用第1段階）

<u>PEC 算出に関する使用方法</u>		<u>各パラメーターの値</u>	
適用 <u>農作物等</u>	<u>移植水稻</u>	I : 単回・ <u>単位面積当たり</u> の有効成分量 (有効成分 g/ha) <u>(左側の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値)</u>	300
剤 型	<u>3.0%粒剤</u>	ドリフト量	考慮 <u>せず</u>
<u>当該剤の単回・単位面積当たりの最大使用量</u>	<u>1 kg/10a</u>	A_p : <u>農薬使用面積 (ha)</u>	<u>50</u>
		f_p : 使用方法による農薬流出係数 (-)	1
地上防除/航空防除の別	地上防除	T_e : 毒性試験期間 (day)	2
使用方法	<u>湛水散布</u>		

これらのパラメーターより第1段階における水田使用時の PEC は以下のとおりとなる。

水田 PEC _{Tier1} による算出結果	4.5 μg/L
---------------------------------	----------

水田 PEC 第1段階が登録基準値を超えるので、該当する使用方法のうち、第2段階における PEC が最も高くなる使用方法（下表左欄）について、水田 PEC 第2段階を算出する。

表 1-6 PEC 算出に関する使用方法及びパラメーター
 （水田使用第2段階）

PEC 算出に関する使用方法		各パラメーターの値	
適用農作物等	移植水稻	I : 単回・単位面積当たりの有効成分量 (有効成分 g/ha) (左側の最大使用量に、有効成分濃度を乗じた上で、単位を調整した値)	300
剤型	3.0%粒剤	ドリフト量	考慮せず
当該剤の単回・単位面積当たりの最大使用量	1 kg/10a	A_p : 農薬使用面積 (ha)	50
		f_p : 使用方法による農薬流出係数 (-)	1
		K_{oc} : 土壌吸着係数	738.5
地上防除/航空防除の別	地上防除	T_e : 毒性試験期間 (day)	2
使用方法	湛水散布	止水期間 (day)	7
		加水分解	考慮せず
		水中光分解	考慮せず
水質汚濁性試験成績 (mg/L)			
	0日		0.0508
	1日		0.0864
	3日		0.0546
	7日		0.0187
	14日		0.0026
	21日		0.0018

これらのパラメーターより、第2段階における水田使用時の PEC は以下のとおりとなる。

水田 PEC _{Tier2} による算出結果	0.075 μg/L
---------------------------------	------------

(2) 非水田使用時の PEC

非水田において使用される場合に該当する使用方法がないため、算定の対象外

【参考1】 前回審議からの主な変更点は下表のとおり。

①基準値：6.0 から 0.40 に変更

②毒性評価

急性影響濃度 ($\mu\text{g/L}$)		変更理由	
魚類 (AECf)	変更前	変更なし	
	変更後		
甲殻類等 (AECd)	変更前	変更なし	
	変更後		
藻類等 (AECa)	変更前	6.04	助剤対照区を基に非線形回帰により ErC_{50} を再計算 及び不確実係数が1から10に変更
	変更後	0.405	

③水域環境中予測濃度（水域PEC）

水田 /非水田	剤型		単回・単位面積当たりの 有効成分量 (g/ha)	Tier	PEC ($\mu\text{g/L}$)
水田	変更前	50%水和剤	変更なし	Tier1	4.5
	変更後	3.0%粒剤		Tier2	0.075
非水田	変更前	適用農作物等なし			
	変更後				

別紙2

(B-1) 鳥類に係る毒性評価

I. 鳥類への毒性

1. 鳥類急性経口毒性試験

[i] コリンウズラ

コリンウズラを用いた急性経口毒性試験が実施され、体重補正後の $LD_{50 Adj} > 1,420$ mg/kg 体重であった。

表 2-1 急性経口毒性試験結果

被験物質	原体				
供試鳥（鳥数、体重）	コリンウズラ (<i>Colinus virginianus</i>) 10羽/群（雌雄各5羽/群） （体重：186-262 g）（平均体重：212 g）				
準拠ガイドライン	Pesticide Assessment Guidelines, Subdivision E, § 71-1 (U.S. EPA 1982)				
試験期間	14d				
設定用量 （mg/kg 体重） （有効成分換算値）	0	432	720	1,200	2,000
死亡数/供試生物数	0/10	0/10	0/10	1/10	1/10 [*]
溶媒	なし				
助剤	なし				
LD_{50} (mg/kg 体重)	>2,000				
$LD_{50 Adj}$ (mg/kg 体重)	>1,420				

* 脚を骨折した個体を投与1日目に安楽死

[ii] ウズラ

ウズラを用いた急性経口毒性試験が実施され、体重補正後の $LD_{50 \text{ Adj}} > 1,590 \text{ mg/kg}$ 体重であった。

表 2-2 急性経口毒性試験結果

被験物質	原体			
供試鳥（鳥数、体重）	ウズラ (<i>Coturnix japonica</i>) 10羽/群（雄10羽/群）（体重：80-100 g）（平均体重：88 g）			
準拠ガイドライン	記載なし			
試験期間	14d			
設定用量 （mg/kg 体重） （有効成分換算値*）	0 （溶媒対照）	490	980	1,960
死亡数/供試生物数	0/10	0/10	0/10	0/10
溶媒	2%クレモフォル水溶液			
助剤	なし			
LD_{50} （mg/kg 体重）	>1,960			
$LD_{50 \text{ Adj}}$ （mg/kg 体重）	>1,590			

* 事務局計算

II. 鳥類の被害防止に係る登録基準値

鳥類のLD₅₀は以下のとおりであった。

鳥類 [i] (コリンウズラ急性毒性)	>2,000 mg/kg 体重
鳥類 [ii] (ウズラ急性毒性)	>1,960 mg/kg 体重

鳥類 [i] 及び [ii] で得られたLD₅₀を仮想指標種の体重 (22 g) 相当に補正したLD_{50 Adj}は以下のとおりであった。

	LD _{50 Adj} (mg/kg 体重)	種ごとのLD _{50 Adj} (mg/kg 体重)
鳥類 [i] コリンウズラ急性毒性	>1,420	>1,420
鳥類 [ii] ウズラ急性毒性	>1,590	>1,590
幾何平均		>1,500

種ごとのLD_{50 Adj}のうち最小値である>1,420 mg/kg 体重は種ごとのLD_{50 Adj}の幾何平均値である>1,500 mg/kg 体重の1/10以上であることから、登録基準値は>1,500 mg/kg 体重を不確実係数10で除した150 mg/kg 体重とする。

（B-2）鳥類予測ばく露量

1. 製剤の種類及び適用農作物等

再評価により提出された資料によれば、本農薬は製剤として粒剤、水和剤等が、適用農作物等として稲がある。

2. 鳥類予測ばく露量の算出

本農薬の使用方法に基づき、田面水シナリオについて鳥類予測ばく露量を算出する。初期評価においては、各表の使用方法に基づき予測ばく露量を算出した。

①水稲単一食シナリオ

出穂後の適用がなく、使用時期から可食部（もみ）への残留が想定されないため、対象外

②果実単一食シナリオ

果樹への適用がないため、対象外

③種子単一食シナリオ

種子処理に使用されないため、対象外

④昆虫単一食シナリオ

昆虫が直接ばく露するおそれが高いため、対象外

⑤田面水シナリオ

本農薬に係る剤型及び使用方法のうち田面水へのばく露が考えられるものについて、単回・単位面積当たり使用量が最大となる使用方法（表3）を用いて、初期評価に用いる予測ばく露量を算出した。

表 2-3 田面水シナリオにおける鳥類予測ばく露量の算出に関する使用方法

初期評価に用いる予測ばく露量の算出に関する使用方法	
適用農作物等	移植水稻 等
剤 型	6.7%粒剤
当該剤の単回・単位面積当たり最大使用量 (kg/ha)	4.5
単回・単位面積当たりの有効成分使用量 (kg/ha)	0.3015
使用方法	水田に小包装（パック）のまま投げ入れる
鳥類予測ばく露量 (mg/kg 体重/日)	0.0082

3. 鳥類予測ばく露量算出結果

2. より鳥類予測ばく露量は以下のとおりとなる。

表 2-4 リスク評価に用いる鳥類予測ばく露量

ばく露シナリオ	鳥類予測ばく露量 (mg/kg 体重/日)
水稻単一食	対象外
果実単一食	対象外
種子単一食	対象外
昆虫単一食	対象外
田面水	0.0082（初期評価）

別紙3

野生ハナバチ類の被害防止に係る
農薬登録基準を設定しないことについて

フェントラザミドは、除草剤として登録されている。再評価にあたり提出された資料によれば、本農薬は、製剤は粒剤及び水和剤等が、適用農作物等は稲がある。

1. 野生ハナバチ類の被害防止に係る農薬登録基準の設定について

令和7年12月22日開催の農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会において、本剤は昆虫成長制御剤に該当せず、成虫の急性接触毒性（単回接触毒性試験のLD₅₀値）が11 μg/bee以上であることから、ミツバチの評価では、1巡目の再評価においてはリスク評価の対象としないこととされた。

野生ハナバチ類の評価についても同様に、1巡目の再評価においては農薬登録基準値を設定しないこととして整理したい。

(参考) セイヨウミツバチを用いた毒性試験結果

(フェントラザミド農薬蜜蜂影響評価書（令和7年12月22日農業資材審議会農薬分科会農薬蜜蜂影響評価部会）に基づき作成)

1. ミツバチ個体への毒性（毒性指標）

(1) 成虫単回接触毒性試験

セイヨウミツバチ成虫を用いた単回接触毒性試験が実施され、48hLD₅₀は > 147 μg/bee であった。

表3-1 単回接触毒性試験結果（1997年）

被験物質	原体					
供試生物/反復数	セイヨウミツバチ (<i>Apis mellifera</i>) / 3反復、10 頭/区、2回試験を実施					
準拠ガイドライン	なし					
試験期間	48h					
投与溶媒（投与液量）	アセトン（1 μL）					
ばく露量（μg/bee） （設定量に基づく 有効成分換算値）	対照区 （無処理） （死亡率%）	12.3	25	49	98	147
試験1 死亡数/供試生物数 （48h）	0/30 （0%）	0/30	0/30	0/30	0/30	0/30
試験2 死亡数/供試生物数 （48h）	0/30 （0%）	0/30	0/30	0/30	0/30	0/30
観察された行動異常	本試験では行動異常を観察の対象としていない					
LD ₅₀ （μg/bee）（48h）	>147					

(2) 成虫単回経口毒性試験

該当なし

(3) 成虫反復経口毒性試験

該当なし

(4) 幼虫経口毒性試験

該当なし

2. 花粉・花蜜残留試験

該当なし

3. 野生ハナバチ類の蜂群単位への影響試験（第2段階）

該当なし